



長野県報

12月22日(木)
平成28年
(2016年)
号外

目次

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 1

告示

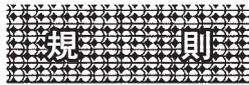
地方自治法第252条の16の2第1項の規定による事務の代替執行(市町村課、経営推進課) 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称変更の届出(障がい者支援課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課) 3



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成28年12月22日

公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

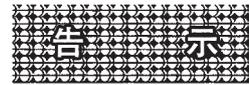
第7条の2第1項中「であつて」を「(第2号に掲げる者にあつては、)に、「ものと」を「ものに限る。」とに改め、同項第1号中「祖父母」の次に「、孫」を加える。

第7条の3を削る。

附則

この管理規程は、平成29年1月1日から施行する。

経営推進課



長野県告示第679号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の16の2第1項の規定により、天龍村との間に次のとおり規約を定め、同村の簡易水道再編事業に係る事務の代替執行を行います。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部守一

天龍村の簡易水道に係る事務の代替執行に関する規約(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の16の2第1項の規定により、長野県(以下「県」という。)が行う天龍村(以下「村」という。)の営巣簡易水道再編事業に係る事務の代替執行について、必要な事項を定める。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県は、村の営巣簡易水道再編事業に係る事務のうち次に掲げる事務(以下「代替執行事務」という。)を、村の名において管理し及び執行する。

- (1) 設計積算に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 工事監督に関する事務
- (4) 関係機関との調整に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 代替執行事務の管理及び執行については、村の条例、規則

その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 代替執行事務の管理及び執行は、長野県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

（経費の支弁の方法）

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、管理者の請求に基づき、村が負担するものとする。

2 前項の経費及び支払方法の内容は、村と管理者が協議して定める。

（収入及び支出の経理）

第5条 管理者は、前条の規定による経費に係る収入及び支出について経理を明確にしなければならない。

2 管理者は、毎年度終了後、速やかに、前条の規定による経費に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を村に通知するものとする。

（報告）

第6条 管理者は、毎年度終了後、代替執行事務の管理及び執行の状況を村に報告するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第7条 村は、代替執行事務の管理及び執行について適用される村の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。

（管理及び執行の細目）

第8条 この規約に定めるもののほか、代替執行事務の管理及び執行に関し必要な事項は、村と管理者が協議するものとする。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

市町村課
経営推進課

長野県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	中野市西1丁目5番63号	平成28年12月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	諏訪郡富士見町落合11100番地	平成28年12月1日
クスリのアオキ旭ヶ丘薬局	須坂市旭ヶ丘2102番地1	平成28年12月1日
モリキ須坂墨坂薬局	須坂市墨坂南1895-1	平成28年12月1日
らいおんハート訪問看護ステーション 佐久	佐久市前山321-3	平成28年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
三郷ナカジマ薬局	安曇野市三郷温2987-12	平成28年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の
名称及び所在地変更後の医療機関の
名称及び所在地

変更した年月日

訪問看護ステーションうすだ
佐久市臼田197番地佐久総合病院訪問看護ステーション
佐久市臼田197番地

平成28年11月1日

障がい者支援課

長野県告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所在地

辞退予告期間終了年月日

野沢調剤薬局

佐久市原399-29

平成28年9月30日

障がい者支援課